別表第八近畿地方整備局の項神戸港湾事務所の項緊急確保航路の欄を次のように改める。

瀬戸内海に係る緊急確保航路（近畿地方整備局の管轄するもののうち、和歌山港湾事務所の管轄するもの以外のものに限る。）	

別表第八近畿地方整備局の項和歌山港湾事務所の項緊急確保航路の欄を次のように改める。

瀬戸内海に係る緊急確保航路（兵庫県淡路島佐野川口左岸突端から大阪府観音埼まで引いた線、和歌山県瀬戸埼から徳島県蒲生田岬から一〇七度四九分七、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県沼島最東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）	

別表第八近畿地方整備局の項の次に次のように加える。

中国地方整備局	広島港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（中国地方整備局の管轄するものに限る。）
四国地方整備局	小松島港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（兵庫県淡路島江井埼から二六一度三〇分三八、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から香川県と徳島県の地点まで引いた線、徳島県蒲生田岬から一〇七度四九分七、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県沼島最東端まで引いた線、同地点から真北へ同県淡路島まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）
	高松港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（岡山県真尾鼻から同県鹿久居島鵜ノ石鼻まで引いた線、同地点から香川県と徳島県の境界海岸まで引いた線、愛媛県と香川県の境界海岸から愛媛県魚島最南端まで引いた線、同島最西端から広島県因島白滝鼻まで引いた線、同地点から同県横島小脇ノ端まで引いた線、同島最東端から同県田島最西端まで引いた線、同島馬場埼から同県阿伏兎観音まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内に存するものに限る。）
	松山港湾・空港整備事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（四国地方整備局の管轄するもののうち、小松島港湾・空港整備事務所及び高松港湾・空港整備事務所の管轄するもの以外のものに限る。）
九州地方整備局	関門航路事務所	瀬戸内海に係る緊急確保航路（九州地方整備局の管轄するものに限る。）

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「、仙台空港事務所」を削り、同条第三項中「仙台空港事務所、東京空港事務所及び」を「東京空港事務所、東京空港事務所の総務部は、第一項に規定するもののほか、」に改め、同条第四項中「の総務部は、前三項に規定するもののほか」を削る。

第四十四条第五項中「仙台空港事務所、」を削り、「前四項」を「前各項」に改め、同条第六項中「仙台空港事務所」を削り、「前五項」を「前各項」に、「中部空港事務所」を「仙台空港事務所及び中部空港事務所」に改め、同条第七項中「前六項」を「前各項」に改め、同条第八項中「前七項」を「前各項」に改める。

第四十六条中「仙台空港事務所、東京空港事務所」を「東京空港事務所」に改める。

第四十七条第三項を削る。

第五十六条第四項中「、仙台空港事務所」を削る。

第八十一条第八項中「前七項」を「前各項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、観光庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

観光庁組織規則の一部を改正する省令

観光庁組織規則（平成二十年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し及び同条第一項中「外客誘致室並びに」の下に「外客受入推進官、」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　外客受入推進官は、外国人観光旅客の受入環境の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十七号

港湾法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第三項及び第六項、第三十七条の四第二項第十一号、第三十七条の五第一項第三号及び第四項、第四十一条の二第一項、第四十一条の六並びに第四十五条の五第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の六第一項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の十一第二項」に改め、同条を第三条の十とし、第三条の五の次に次の四条を加える。

（占用公募を実施することが港湾の開発、利用、保全又は管理上適切でない区域）

第三条の六　法第三十七条の三第三項の国土交通省令で定める区域は、次に掲げるものとする。

一　港湾管理者の管理する水域施設の区域

二　前号の水域施設以外の水域施設の区域

三　港湾計画に定める港湾施設（水域施設を除く。）の区域

四　船舶の避難のため一時的にてい泊する区域として港湾計画に定められた区域

五　港湾広域防災区域

六　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第一項及び第二項の検疫区域

（学識経験者からの意見聴取）

第三条の七　港湾管理者は、法第三十七条の三第六項及び第三十七条の五第四項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。